

製品生産事業請負標準仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。

2 この標準仕様書は、製品生産事業請負の実行に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下「森林管理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。

3 契約書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。

4 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。

5 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、国有林野事業製品生産事業請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第27条に定める内容の措置等を行う場合は、この限りではない。

6 この標準仕様書において書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(用語の定義)

第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等を行う者をいう。

(2) 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。

(3) 設計図書とは、標準仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(4) 仕様書とは、本標準仕様書、森林管理局仕様書及び特記仕様書を総称していう。

(5) 標準仕様書とは、製品生産事業請負の実行に関する一般的事項を示したも

のである。

- (6) 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- (7) 特記仕様書とは、個々の契約における固有の技術的要求、特別な事項等を定めたものである。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (10) 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものをいう。
- (11) 作業計画書とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等に基づき、事業者が事業を安全に行うため、あらかじめ作業の場所や使用する機械等の状況を確認した上で定める計画書をいう。
- (12) 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- (13) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と請負者が書面により同意することをいう。
- (14) 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。
- (15) 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。
- (16) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載されたものを有効とする。
- (17) 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (18) 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等についての確認をいう。
- (19) 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認をいう。
- (20) 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (21) 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- (22) 同等以上の品質とは、設計図書に指定がない場合にあつては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。
- (23) 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

- (24) 事業着手とは、始期日以降に実際の事業のための準備作業(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう)に着手することをいう。
- (25) 現場とは、事業を実行する場所、事業の実行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (26) 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

(監督職員の指示等)

第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に口頭により指示若しくは了承したとき又は請負者から口頭により報告若しくは連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。

- 2 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき若しくは了承を得たとき又は監督職員に口頭で報告若しくは連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。
- 3 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

(事業現場管理)

第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用をしてはならない。
- 3 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- 5 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- 6 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。
- 7 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示板等を設置しなければならない。

- 8 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 9 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。更に、林野火災防止に関する誓約書を第6条に定める事業計画書の提出時に併せて提出しなければならない。

(事業中の安全確保)

第5条 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

- 2 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 3 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 4 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 5 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
 - (1) 当該事業内容等の周知徹底
 - (2) 安全作業の周知徹底
 - (3) 当該現場で予想される事故対策
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
- 7 請負者は、事業現場が隣接している場合又は同一場所において別途製品生産事業若しくは造林事業若しくは工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実施に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の調整を行うものとする。
- 8 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転

等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- 9 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行方法及び事業の進捗について十分に配慮しなければならない。
- 10 請負者は、労働安全衛生規則等に基づき、作業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出しなければならない。また、請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更する事項について変更作業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について、事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに雨天又は荒天等に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は、事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表（「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。）
- (4) 機械使用計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 実行方法(伐倒、集造材、運材等の各作業工程)
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他

2 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事業に着手する前に、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

3 監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な事業計画書を提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第7条 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

- 2 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料及び貸与品は、速やかに監督職員の指示する場所で、支給材料等返納明細書を添えて返還しなければならない。
- 3 請負者は、機械器具等の貸与品については、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて返還しなければならない。

(事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(事業区域)

第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

- 2 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さの変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。
ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

(事業実行中の環境への配慮)

第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。

- 2 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 3 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
- 4 請負者は、事業の実行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取り組みの実施、プラスチック等の廃棄物の削除、資源の再利用等に努めるものとする。

(官公庁等への手続)

第11条 請負者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- 2 請負者は、事業実行にあたり請負者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督職員の指示を受けなければならない。
- 3 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第 12 条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

(実行管理)

第 13 条 請負者は、事業実行中は、別紙「製品生産事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難い場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができる。

- (1) 事業進捗状況の管理
- (2) 実行記録写真の管理

- 2 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。

(交通安全管理)

第 14 条 請負者は、事業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約款第 29 条によるものとする。

- 2 請負者は、事業用車両による事業用資材、機械等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
- 4 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図

書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

- 5 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。
- 6 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
- 7 請負者は、他の請負者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、当該請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(事業中の検査又は確認)

第 15 条 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに当たっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。

- 2 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ事業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
- 3 請負者は、監督職員による検査及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料の整備をするものとする。
- 4 監督職員による検査及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
- 5 請負者は、請負契約約款第 9 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料の検査に合格した場合であっても、請負契約約款第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

(完了検査)

第 16 条 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第 38 条第 2 項に基づく部分検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立ち会って行わなければならない。

- 2 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員、資機材等の提出及び写真その他資料を整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

第 17 条 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、

事業期間内に完了しなければならない。

(文化財の保護)

第 18 条 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業者等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

(調査・試験に対する協力)

第 19 条 請負者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

(事業の下請負)

第 20 条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること

(2) 契約締結前には、下請負者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない事由で新たに下請負に付する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること。

(3) 下請負者が作成した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること

(4) 下請負者が指名停止期間中でないこと

(5) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有すること

(6) 現場代理人は、請負者が直接雇用するものであること

2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は請負者が作成して、発注者に提出しなければならない。

(1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が作成した見積書

(2) 下請負者に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証する賃金台帳(下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し支えない。)

(3) 下請負に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表

3 請負者は、各下請者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(事故報告書)

第 21 条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日までに、提出しなければならない。

2 請負者は、労働災害が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(設計図書取扱)

第 22 条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負者が備えるものとする。

2 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面その他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

第 23 条 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、請負者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

4 請負者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(材料)

第 24 条 事業に使用する材料は、設計図書に明示した品質、規格であること。

第 2 章 事業の実行

(一般)

第 25 条 各作業の実行に当たっては、第 1 章によるもののほか、本章によらなければならない。

2 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記仕様書によらなければならない。

3 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱いについては、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。

4 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。

- 5 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれのある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要がある場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 6 請負者は事業に必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
- 7 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 8 事業地内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。
- 9 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

(山割)

第 26 条 山割は伐区ごとの順序に従い、できる限り谷筋より尾根に向かって帯状に区分し、作業を進めるものとする。

(伐倒)

- 第 27 条 間伐における伐倒方法は別途定めのある場合を除き列状間伐を原則とする。また、その列幅及び列の取り方は、監督職員の指定するところによる。
- 2 伐採点は山側の地際を標準とする。根上り木など特殊な樹の伐採点は、監督職員の指示によるものとする。
 - 3 図面に示されている伐採区域を認識するとともに、伐区内の調査木のみを伐採するものとする。ただし、別途定めがある場合はこの限りではない。
 - 4 調査木以外の立木を伐採しなければならない事態が生じたときは、監督職員の指示を受けてから作業するものとする。
 - 5 誤って伐倒すべき以外の立木を伐採したときは、直ちに監督職員に連絡して指示を受けるものとする。
 - 6 伐倒は、必要に応じクサビを使用し、材の損傷防止に努めるものとする。
 - 7 伐倒方向は、集材の方法を考慮し最も効率的な集材ができるような方向へ伐採することとする。なお、列状間伐を行う場合は、安全を確保した上で下方への伐採も可とする。ただし、保残木稚幼樹を損傷することのないよう配慮しなければならない。
 - 8 受口の深さは直径の $1/4$ 以上とし、引抜け、割裂を生じないようにしなければならない。
 - 9 枝払いは枝のしん抜けを起こさないように行い、材に接して平滑に削り取るものとする。

- 10 伐倒に際して既存の工作物等を損傷することのないように留意するものとする。また、損傷した場合は、必ず原形通り修理復旧するものとする。
- 11 伐倒作業に伴い発生した末木、枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。

(採材)

- 第 28 条 採材は、特段の指示がある場合を除き 4 m 採材を原則とする。ただし、曲がり、腐食等の欠点がある場合には、3 m 又は 2 m の採材も可とする。
- 2 測竿を使用するときは、監督職員の検査に合格したもの又は指定したものを使用するものとする。

(玉切り)

- 第 29 条 玉切りは、表示されたところを樹心に直角に切断するものとする。
- 2 長材、銘木等特殊材の採材については、監督職員の指示に従い、特に木取り長級に注意するものとする。
 - 3 延寸については、森林管理局で定める採材寸法表等に示すとおりとする。

(集材)

- 第 30 条 集材方法は、監督職員の指定した又は承認を受けた方法により行うものとする。
- 2 集材に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
 - 3 支柱及び予備支柱に使用する立木並びに土場の位置及びに広さについては、監督職員の指示を受けてから決定するものとする。
 - 4 各支柱のブロック及び控索取付位置には「あて木」を取付け、立木を保護しなければならない。
また、林地の保全や保残木、稚幼樹等の保護に特に留意しなければならない。
 - 5 伐倒した材は、集材漏れのないよう留意しなければならない。
 - 6 作業中材に著しい損傷を与えた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。
 - 7 先山荷掛けは、材が損傷又は落下しないように適確な箇所を結束するものとする。
 - 8 荷掛けは、玉切り造材が容易に出来、かつ、材が損傷しないように行うものとする。
 - 9 機械据付箇所、土場その他の作設で林地を削り取る場合は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
 - 10 枝条の処理は、原則先山に還元することとするが、集積する場合は監督職員の指示に従わなければならない。
 - 11 機械集材装置の構造については、関係諸法令等に適合したものとし、適切に設置しなければならない。
 - 12 作業に当たっては、作業従事者の連携を密にすること

はもちろん、天候、勾配、車両等との距離等に細心の注意を払わなければならない。

13 集材を完了した後及び作業の途中であっても大雨が予想される場合は、森林作業道の流水による浸食を防ぐため、簡易な排水路等を作設するものとする。

(森林作業道)

第 31 条 森林作業道の作設に当たっては、関係法令を遵守するとともに、林地保全及び保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。

- 2 森林作業道の線形の決定及び作設に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。
- 3 幅員は、各種法令等の定める範囲内において必要最小限とし、山腹の崩壊を防止するため路面の水処理を適切に行うものとする。
- 4 作設に伴い発生した根株は、盛土のり面保護工として利用するものとする。
また、盛土のり面保護工に向かない根株や末木枝条等は、安定した状態にして自然還元利用をはかることとし、沢地、河川の流路等、道路及び道路の排水施設付近に放置してはならない。
- 5 森林作業道の曲線部及びその他の危険箇所は、区域表示するとともに必要な防備を行うものとする。

(土場)

第 32 条 土場の設置場所は、監督職員の指示を受けて適切な場所を選定し、その大きさは各種法令の定める範囲内において必要最小限のものとする。

- 2 土場の作設に当たっては、作業者の退避場所を必ず設け、標示を行うものとする。
- 3 造材終了後は速やかに丸太を整理し、丸太の滞荷は最小限に止めることとする。
なお、土場及びその周辺は、作業の妨げとならないよう常に整理整頓しておくものとする。
- 4 土場作設に伴い発生した末木枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。

(巻立)

第 33 条 巻立作業は、森林管理局で定める巻立基準表等により行うものとする。

ただし、監督職員の指示がある場合はこの限りでない。

- 2 巻立の場所は、監督職員の指示により決定するものとする。
- 3 巻立に当たっては、材の木口をそろえ整然と行うものとし、傾斜地等の巻立では落木等のないように適切な防止処置を講じなければならない。
- 4 大径材は、なるべくはいの下部に積み込むものとする。
- 5 搬出された材は速やかに巻立を完了するものとし、はい積未済で翌日以降へ越す材は、他の材と混同しないよう整理するものとする。
- 6 素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。

7 次工程があり特に巻立を要しないものであっても、安全確保上必要と認められる場合は、木直し等の処置をしなければならない。

(トラック運材)

第 34 条 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行い、運搬途中乗務員は随時下車し、点検するものとする。

2 運搬に当たっては、監督職員又は発注者の指定する職員による封印を受けなければならない。ただし、発注者は、請負者又は発注者の定める第三者に封印の実施を委任することができる。

3 封印の実施を委任された請負者は、適任者を指名し書面を以って監督職員に報告し承認を受けなければならない。

4 トラックの運行経路は、監督職員の指定した路線を運行するものとする。

ただし、監督職員の指示又は承認を受けた場合はこの限りでない。

5 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は、請負者の負担とする。

(別紙)

製品生産事業請負実行管理基準

1 目的

この基準は、製品生産事業請負の実行について、契約書類に定められた事業期間及び事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、製品生産事業請負標準仕様書第 13 条の規定に基づいて定めたものである。

3 構成

この基準に規定する実行管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実行管理
 - (a) 事業工程表
 - (b) 請負事業進行報告書
 - (c) 事業区域の確認
 - (d) 事業日報
- (2) 実行記録写真管理
 - (a) 実行記録写真の撮影要領
 - (b) 実行記録写真の撮影と整理

4 管理の実施

- (1) 現場代理人又は担当技術者は、作業の実施の都度、その結果を記録するとともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
- (2) 測定等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督職員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。
- (3) 実行管理の記録は、事業実行中現場事務所等に備え付け、常に監督職員の閲覧に供されるように、整理しておかななければならない。

5 管理項目及び方法

- (1) 事業進捗状況管理
 - (a) 事業工程表
 - ア 請負契約約款第 3 条に基づいて提出する事業工程表は、月次計画表を原則とする。
 - イ 事業の進行管理は、計画と実行とを対比させた事業工程表により行うものとする。
 - ウ 事業工程表を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更事業工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。

(b) 請負事業進行報告書

ア 発注者が別に定める請負事業進行報告書を毎月作成し、翌月5日までに監督職員に提出することとし、その証拠書類を整備しておかなければならない。

(c) 事業区域の確認

ア 実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、測量標、基準標、用地境界杭等を確認し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

(d) 事業日報

ア 着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかなければならない。

(e) 電子メール等により提出する場合の留意事項

ア 請負事業進行報告書、事業日報（監督職員の請求があった場合に限る）について電子メール等により提出する場合は、発注者が指示した方法によるものとする。

(2) 実行記録写真管理

(a) 実行記録写真の撮影要領

ア 実行記録写真は、事業完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手から完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

イ 各作業種別の実行記録写真の撮影は、別表「実行記録写真の撮影要領」によるものとする。

(b) 実行記録写真の撮影と整理

ア 実行記録写真の撮影と整理は、(a)によるほか、次の各項によらなければならない。

(ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。

- ① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
- ② 写真機(予備を用意しておくこと)
- ③ 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等

(イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- ① 実行の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう事業の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
- ② 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合

は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したのものについては、ただちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。

- ③ 事業完了後、出来形の確認が困難なものについては、もれなく撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても、埋設部分と関連して必要な部分、検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、もれなく撮影するものとする。
- ④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。特を構造物については、黒板等に設計の形状寸法を記入して写真中の寸法とて比較できるようにしておかななければならない。
- ⑤ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑥ 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかななければならない。
- ⑦ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、実行前の写真になるべく実行後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
- (ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
- (エ) 写真の整理方法については、実行写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。
 - ① 写真中の黒板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向と作業の説明
 - ② 黒板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黒板記載事項、撮影方向及び作業の内容
 - ③ 構造物等で写真中の黒板に設計の形状寸法を示していないものは、形状寸法の説明
- (c) デジタル写真の場合の留意事項
 - ア 画像編集等
画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 有効画素数
有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを、指標とする。

ウ 写真ファイル

記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

エ その他

- (ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度顕著な劣化が生じないものとする。
- (イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督職員の下承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

(別表)

実行記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影箇所	説明
事業着手前	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林状況を撮影
事業区域	区域表示	事業区域の区域表示の周辺の状況を撮影
伐倒	伐倒箇所	立木の伐倒前と伐倒後の状況を撮影 チェーンソー等の使用状況を撮影
採材	土場	採材を実行している状況を撮影
玉切り	土場	玉切りした後の木口面を撮影
集材	集材装置	集材装置の設置状況、稼働状況及び撤収状況を撮影 先山における集材前、集材中及び集材後の状況を撮影
土場	土場	作設前、使用中及び撤収後の状況を撮影
巻立	巻立土場	使用している機材の状況 巻立前、巻立中及び巻立後の状況を撮影（木口面、長級面）
トラック運材	トラック	使用している機材の状況、積込の状況、荷締め機の状況及び封印の使用状況を撮影
完了	事業箇所	着手前と同一箇所から遠景及び近景を撮影
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮影

(別紙)

林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書に定めがあれば記載）の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。

標準仕様書第4条第9項

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所（以下「指定場所」という。）については、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。

3 指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。

4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。

5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

注：事項は上記に加え、その他、任意に追加しても構わない。

東北森林管理局仕様書

(1) 作業仕様書

第1章 総 則

1. 本事業は、製品生産事業請負標準仕様書及び東北森林管理局仕様書より行うものとする。
2. 立木資材の引渡は、契約後に監督職員より請負者又は請負者の代理人に対し行うものとする。
請負者は、立木資材の引渡を受けた都度、受領書を提出しなければならない。
3. 作業箇所で発生した同時販売材は、発注者の販売価格で購入するものとする。
4. 完了検査は森林管理署長の指定する土場で行う。
5. 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査は、検査規定に基づいて算出した数量について行うものとする。
6. 製品生産事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書及び本仕様書に疑義を生じたときは、総て監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

第2章 伐木造材作業

1. 採材寸法は、別表「造材基準寸法調書」又は「造材標準木取寸法調書」によるものとする。
なお、監督職員から採材寸法表によらない寸法があった場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
2. 伐採方法は、入札公告及び発注者の定める方法によるものとする。
3. 入札公告及び契約内容と異なる搬出路、土場等が必要になった場合は、監督職員の指示を受け、直ちに必要な措置等を行うものとする。

第3章 プロセッサ造材作業

1. 運転席から材の状態を確認できるよう、運転席の正面に材を向けて作業すること。
2. 採材の方法は、第2章2に準ずること。なお、測尺の精度については、定期的に確認すること。
3. ナイフは、毎日研石で研ぐこと。さらに作業中であっても切れ味が鈍った時は適宜研ぐこと。
4. ソーチェーンは、常時交換用を用意しておくこと。
5. 造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向には他の作業者を立ち入らせないこと。
6. 作業機で枝条整理又は丸太整理等を行う場合は、滑落等に注意すること。

第4章 巻立作業

1. 巻立単位は、「素材巻立区分調書」によるものとする。
2. 極間隔は0.6m以上とし、一極の数量については監督職員の指示によること。
3. 極積する箇所は、作業着手前に地盤の傾きや緩みがないか必ず確認するとともに、地盤が不安定な場合及び凍結・融解等により地盤に緩みが生じる可能性がある場合は、バックホウ等で適切に整地し、台木となる丸太を複数本活用する等地盤の補強を図ること。また、極積は、丸太の滑落・転動防止を図るため、次の積み方を基本とする。
 - ア 下方から安全に材を落ち着かせながら慎重に積み上げ、極の高さは安全で作業しやすく荷加重で極が偏らない高さ（3m程度まで）とすること。但し、併用林道に極積する場合で通行規制ができない場合は極積の高さを2m程度とし、道路管理者へお知らせしたうえ、林道入口等には注意喚起を明示した看板を設置すること。
 - イ 極積の両端はカンザシ積の最下部に、林道側に傾かないよう比較的大径の台木を置いたうえにカンザシ積を行い、カンザシは歯止めをして安定させること。
 - ウ カンザシ積を行わない場合、立木の利用や杭打ち等を行い、丸太の滑落・転動防止を図ること。
4. 作業上使用する丸太等については、監督職員の指示に従うこと。
5. 材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにすること。

第5章 素材の管理

1. 請負者は、山元における仕掛素材の適切な管理を期すため、門扉等の設置や盗難防止に関わる措置を行わなければならない。
2. 門扉等の設置に当たって設置箇所及び門扉等の構造については、監督員とあらかじめ協議すること。
3. 仕掛素材の管理にあつては、作業終了時の素材の仕掛状態を把握し、翌日の作業開始時に異常の有無を確認すること。

第6章 その他

1. 森林作業道上の地曳運材（トラクタ全幹集材等）は、原則認めないものとする。
但し、監督職員の許可を得た場合は、この限りではない。

(2) 請負金額確定及び部分払いに関する仕様書

請負金額確定（精算）

本請負事業は概算契約であるからその精算が必要であり、約款第1条14項に規定する請負金額の確定方法は、次のとおり行うものとする。

1. 直接費確定額

直接費確定額＝直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を積算して確定直接費合計を算出する。ただし直接費変動費単価及び直接費固定費金額は予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

2. 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費金額} + \text{労務関係費}) +$$

官給材料取扱経費とする。

この場合直接費合計額、諸経費金額、労務関係費、官給材料取扱経費は予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

3. 消費税

$$\text{消費税額} = (\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100} \quad \text{とし、円未満の端数は}$$

切り捨てるものとする。

4. 精算

請負金額確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし請負金額確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

5. 計算様式

別紙完了検査調書内訳書のとおりとする。

部 分 払

約款第38条8項に規定する部分払の請負金額相当額算定方法は、次のとおり行うものとする。

1. 既済部分に対する部分払

指定中間検査場所における検査合格数量に対する部分払とし、その請負金額算定は次による。

$$\begin{aligned} & \text{（直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計）} \\ & \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10} \end{aligned}$$

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとする。

直接費単価は当該指定中間工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

今回出来高直接費は直接費単価×今回検査数量とする。

2. 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡数量）に対する部分払とし、その請負金額算定は次のとおり行うものとする。

$$\begin{aligned} & \text{（直接費単価} \times \text{今回引渡数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計）} \\ & \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10} \end{aligned}$$

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程ま

での変動費、固定費を含む単価とする。

ただし、既済部分で部分払をした場合の直接単価は指定中間工程の次工程以降生産完了工程までの単価とする。

今回出来高直接費は直接費単価×今回引渡数量とする。

3. 計算様式

別紙部分検査調書内訳書のとおりとする。

検査結果の通知

約款第 32 条 2 項及び約款第 38 条 2 項に規定する通知は、検査合格数量及び請負金相当額等について別に定める各通知書により行うものとする。

最終巻立検査合格の場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負予定金額増減内訳書及び請負予定数量増減内訳書を含む協定書を作成し、すみやかに請負者に通知して協議するものとする。

事業が完了した場合は、協定締結による確定数量及び確定総金額について、別に定める「事業完了検査合格及び請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

特記仕様書

東北森林管理局

森林作業道作設特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、入札説明時に交付している作業計画図（路網計画図）に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を上記の作業計画図等図面（1/5000）にかん入し、監督職員に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、監督職員の確認を受ける。変更が生じたときも同様とする。
- ④ 監督職員は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は監督職員の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固で簡易な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・効率性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、また、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（59°）、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土法面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。
なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。
- ② のり面勾配は1割（45°）程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土はのり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。
なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。
また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。
- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方

向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

① 作業の種類毎に、施工前、施工中、施工後の写真を数カ所（2枚以上）撮影し提出する。

② 事業終了時には洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 事業計画書への記載

森林作業道作設計画については、事業計画書（事業工程表）に記載して提出する。

6 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

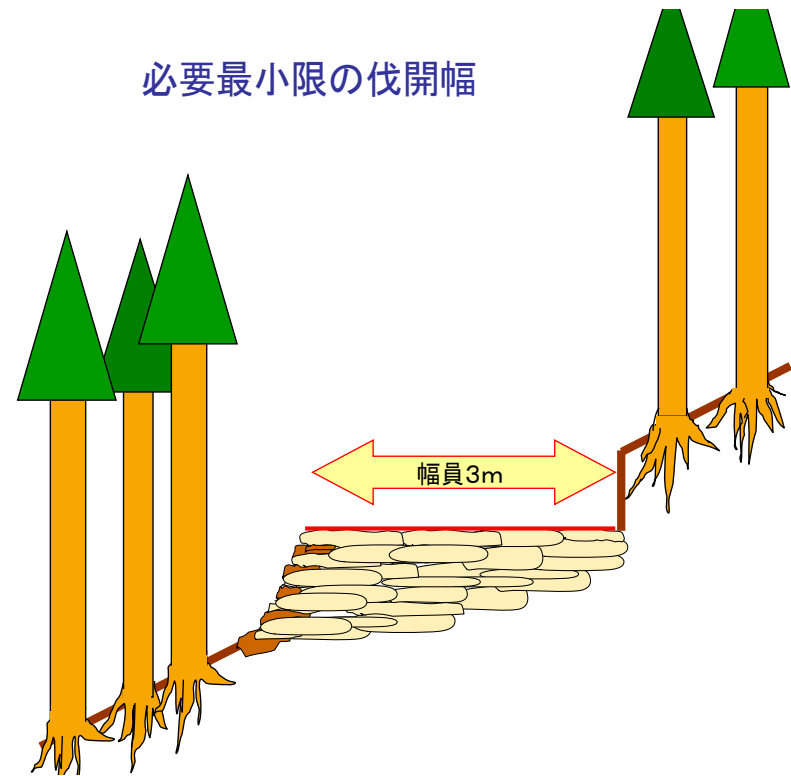
(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15 ~ 20	20 ~ 30	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15~30°)	車両系	15 ~ 20	10 ~ 20	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系				0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30~35°)	車両系	15 ~ 20	0 ~ 5	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系				0 ~ 25	15 ~ 50
急峻斜地 (35° ~)	架線系	5 ~ 15	—	5 ~ 15	—	15 ~ 15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



○幅員は3 mまでとする。但し、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができるものとする。

溪畔周辺における生産事業実施に係る留意事項

(溪畔周辺について)

溪畔周辺は、設計図書であらかじめ国有林野施業実施計画図(1/20,000)により示した沢から高木性の平均樹高の幅以上(2.5m以上)とする。

なお、設計図書で溪畔周辺として表示している場合はその区域とする。

不明な場合は、監督職員の指示を受けること。

(溪畔周辺内での作業)

溪畔周辺で伐採する場合は、残すべき樹木、下層植生及び表土の保全、土砂流出の抑制に努めること。

伐採木の標示が無い場合(標準地調査)は、事前に監督職員の指示に従い伐採木を選定すること。

(森林作業道作設)

森林作業道の作設にあたっては、溪畔周辺で計画しないことし、やむを得ない状況により溪畔周辺を横断等、必要がある場合は、事前に監督職員に指示を受けること。

(その他)

列状間伐箇所においては、下層植生及び表土の保全に留意する必要があることから、伐採後の列間に林業機械を走行させないこと。

生産性向上の促進に関する特記仕様書

東北森林管理局

- 1 請負者は、作業場所、作業工程、出役人員等の管理にあたっては、別紙様式1により作業日報を作成するものとする。
なお、「製品生産事業請負実行管理基準」に定める事業日報に替え、作成した作業日報を監督職員へ提出するものとする。
- 2 作業日報については、配布する「エクセルファイル」に入力し整理することとし、自動で作成される月別工程管理表（別紙様式2）については、翌月5日までに監督職員へ提出するものとする。
- 3 作業日報、月別工程管理表については、配布する「エクセルファイル」の電子データを記録しておくこととし、**事業終了時には**、電子メールにより監督職員へ提出するものとする。
- 4 生産日報アプリの使用については、契約締結時に実施の有無について指示する。
なお、生産日報アプリを使用する場合は、上記2及び3は不要とする。
- 5 請負者は、発注者が開催する「事業着手前の計画会議」、「事業実行中の実行点検会議」、「事業終了後の改善会議」に出席し、作業工程等を検証するとともに、生産性の向上に向け取り組むこととする。
なお、各種会議の実施については、1署1事業体以上を抽出することとし、契約締結時に実施の有無を指示**する**。

(様式1)

作業日報 ()

年月日	令和 年 月 日 ()	天候	作業箇所
作業指示 (ミーティング内容等)	※ミーティングの内容等を記載する		

(作業者及び作業時間)

作業工程	作業者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計	備考 (作業量、 機械等)
森 林 作 業 道	現地踏査									
	作業道作設									
	作業道修繕									
	機械整備									
	その他									
主 伐 ・ 間 伐	伐倒									
	集材									
	造材									
	運材									
	巻立									
	検知									
	トラック運搬									
	機械整備									
	その他									
植付										
計 (人)										

特記事項	
監督員の指示事項等	

(様式2)

月別工程管理表

令和 年 月 日

森林管理署 宛て

事業体名：	契約事業名： 予定生産量： 事業期間：
-------	---------------------------

作業工程	前月末累計		月		月末累計		生産性 A/B (㎡/日)
	実行量 (㎡)	人工数 (人日)	実行量 (㎡)	人工数 (人日)	実行量 A (㎡)	人工数 B (人日)	
森林 作業道	現地踏査						
	作業道作設						
	作業道修繕						
	機械整備						
主 伐 ・ 間 伐	その他						
	伐倒						
	集材						
	造材						
	運材						
	巻立						
	検知						
	トラック運搬						
植付							
計							
生産性(植付除く)							

造 材 仕 様 書

東北森林管理局

1 造材基準寸法

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 天然秋田杉、天然スギ、ヒバ | 別表(1) |
| (2) 秋田杉、スギ、マツ類、他針葉樹 | 別表(2) |
| (3) 広葉樹 | 別表(3) |

2 造材基準寸法の基本事項及び採材に当たっての留意事項

- (1) 天然秋田杉、天然スギ
- ア 天然秋田杉、天然スギは、原則4.00m採材とする。
- イ 曲り、腐れ等の欠点により4.00m以上の採材が不適なものについては、必ず、局担当者及び市場関係者の意見を聞き取り採材長級を決定すること。
- ウ 根柢材は、一番玉の利用価値を高めるため有り寸で除去したものであるが、一般材との継材として有効活用が図られる良質材(目詰り、色艶等良好な材)は、根柢部分を除去しないこともできる(根柢付丸太)。この場合は、一般材と根柢部分とは明確に区分(表示)すること。
- (2) ヒバ
- ア ヒバは原則4.00m採材とする。
- イ 良質通直材及び大径材については寺社仏閣への需要を考慮し、出来るだけ長尺に採材し、付加価値を高める。
- ウ 曲り、腐れ等の欠点により4.00m以上の採材が不適なものについては、1.90m採材とするが、市場のニーズに合わせて3.00m、2.10m採材も可能とする。
- エ 根柢、端材等、主要産材の価値を高めるため欠点部分を有り寸で除去した材は、木工品等への需要があることから、安易に原料材とせず一般材としての採材に努める。
- (3) 秋田杉、スギ
- ア 林齢が概ね80年生以上で径級36cm以上の材は、天然秋田杉に代わるものまたは高級造作材としての需要を考慮し、原則4.00m採材とする。
- イ 通直な細丸太で芯持柱適材として付加価値が見込まれる場合は、市場のニーズを的確に捉え、3.00mに採材するものとする。
- エ 根曲材は、一番玉の利用価値を高めるため有り寸で除去したものであるが、一般材との継材として有効活用が図られる良質材(目詰り、色艶等良好な材)は、根柢部分を除去しないこともできる(根柢付丸太)。この場合は、一般材と根柢部分とは明確に区分(表示)すること。

(4) その他針葉樹

- ア アカマツは、原則4.00m採材とするが、天然木等の良質材については、曲材であっても出来るだけ長尺に採材すること。
- イ ヒメコマツ、ネズコの大径良質材は、ツキ板、壁材、建築材などに天然木としての利用価値が認められることから、原則4.00m採材とする。
- ウ ア、イ以外のその他針葉樹はについても、原則4.00m採材とするが、優良材に該当するような場合は、できるだけ長尺に採材すること。

(5) 広葉樹

- ア 広葉樹の採材は、一般材比率の向上を第一義に、木工用等も含めて多種多様な採材に努める。
- イ 一般材は、長級2.20mを主要寸法とし、径級は22cm以上(22cmは欠点の少ないもの)とする。ただし、地域の実情に合わせて1.20~2.10m採材も可能とする。
- ウ 長級1.2m未満の素材や20cm以下の素材であっても特定の需要を有するものは一般材として採材する。また、欠点部分を有する材で、木工等に利用できる部分が50%以上を占める場合は一般材に採材する。
- エ 優良材の採材は、利用目的を勘案し、2.20mにこだわらず出来るだけ長尺に採材する。
- オ ケヤキについては乾燥における木口割れ防止のため「サバ止め」を行い、サバ止め部分は材積に算入しない。

3 その他

- (1) 曲り、節等の欠点を考慮し、一般材比率を高め有利採材に努めること。
- (2) 寸切れのないよう延寸を付けて採材することとするが、延寸の長さは、天然木にあつては6cm以内、造林木にあつては機械化の進展状況等を考慮し10cm以内とし、需要先のニーズに合った必要最小限とすること。

造 材 基 準 寸 法 表

別表(1)

天然秋田杉、天然スギ、ヒバ

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
天然秋田杉 天然スギ	一般材 小割材 多節材	44下	4.00 2.00	1～4等	一般製材 桶樽 木工等	径級28cm以下の材については、特別な需要に対応する場合に限り3.65mで採材できるものとする。
		46上	4.00 2.00	1～4等	銘木 一般製材 桶樽 木工等	2.00mは、曲り腐れ等の欠点により4.00m等の採材が不適なものに限る。
	根柢材		2.00未満	込	格天 木工等	根柢材は一番玉の利用価値を高めるため、目流れ、曲り等の欠点部分を除去したもので有り寸とする。
	低質材		1.00未満	端尺材	格天 桶樽 木工等	端尺材は主要生産材の価値を高めるため、腐れ、曲り等の欠点を除去したものであり有り寸とする。
ヒ バ	一般材	13下	4.00 1.90	1～2等	一般材 杭、丸棒	
		14上	4.00 3.00 2.10 1.90	1～4等	銘木 一般製材	良質通直材及び大径材は、寺社仏閣等への需要により可能な限り4.00m以上に採材すること。
		全	1.90未満	1～4等	桶樽 木工等	根柢、端材等、主要生産材の価値を高めるため、欠点部分を除去したもので有り寸とする。
	多節材	14上	4.00 3.00 1.90	3等下	短板材 集成材 木工等	3等下に該当する素材で、多節、ねじれが顕著なものに限る。
	低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	欠点が著しく木工品等にも不適な材に限る。

別表(2)

秋田杉、スギ、マツ類、他針葉樹

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
秋田杉 スギ	一般材	13下	4.00	込	一般製材 杭・丸棒 等	
			3.00			
			2.00			
	一般材	14～28	4.00	元玉 中玉	一般製材 集成材 芯持柱 等	芯持柱は、3.00mの1～2番 玉で節の小さい(1cm程度) 通直材に限る。(許容範 囲16～26cm)
			3.65			
			3.00			
			2.00			
			1.82			
一般材	30上	4.00	元玉 中玉A 中玉B	一般製材 集成材 割柱 等	割柱は、林齢が概ね70年 以上の3.00mの1～2番玉 で目流れのない材、年輪 幅が均一な材に限る。	
		3.65				
一般材	30上	3.00	中玉B	割柱 等	割柱は、林齢が概ね70年 以上の3.00mの1～2番玉 で目流れのない材、年輪 幅が均一な材に限る。	
		2.00				
一般材	30上	1.82				
		1.82				
合板材	14上	4.00	込	合板 集成材等	腐れ、虫喰い、曲り等の 欠点により一般製材に向 かない場合に限る。	
根曲材	全	1.20未満		格天 木工等	主用生産材の材質区分を 高めるため、根曲り、根 張り部分等を有り寸で除 去するものであること。	
低質材	全	1.00未満	端尺材	木工等	主用生産材の価値を高め るため、腐れ、曲り等の 欠点部分を除去したもの で有り寸とする。	
低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。	
アカマツ クロマツ	一般材	全	4.00	1～4等 込	銘木 一般製材 等	天然木等優良材は、曲材 であっても可能な限り4.0 0m以上に採材すること。
			3.00			
			2.00			
合板材	14上	4.00	込	合板 集成材等	腐れ、虫喰い、曲り等の 欠点により一般製材に向 かない場合に限る。	
低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。	

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
カラマツ	一般材	13下	4.00 3.00	込	一般製材 杭・丸棒	
		14上	4.00 3.00 2.00	1～4等 込	一般製材 集成材等	品等が降格しない範囲で 可能な限り4.00m以上に採 材すること。
	合板材	14上	4.00 2.00	込	合板 集成材等	腐れ、虫喰い、曲り等の 欠点により一般製材に向 かない場合に限る。
	低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。
ヒノキ ヒメコマツ ネズコ その他針葉樹	一般材	全	4.00 3.00 2.00	1～4等 込	一般製材 等	高品質材に該当する場合 は、4.00m以上で採材する こと。
	低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。

別表(3)

広葉樹

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
ブナ	一般材	22上	2.20	1～4等	家具 楽器 床材 単板 木工等	
ケヤキ	一般材	22上	2.20 有り寸	1～4等	家具 楽器 木工 ツキ板等	欠点を除去し、できる限り通直な長尺採材とする。ただし、サバ止めとし、サバ止め部分は材積に算入しない。
ナラ ヤチダモ センノキ カツラ ホオノキ サクラ ウダイカンバ	一般材	22上	2.20 有り寸	1～4等	家具 床材 壁材 木工 ツキ板等	大径良質な通直材は、できる限り長尺に採材する。
イヌエンジュ キハダ	一般材	14上	2.20	1～4等	家具 木工等	
			3.30	1～4等	床柱	
			3.40～ 4.00	1～4等	落掛 床框	
		30上	4.20	1～2等	建具等	キハダ
クリ	一般材	16上	3.00 4.00	1～4等	土台等	通直材に限る。
		22上	2.20	1～4等	家具 床材 木工等	
その他広葉樹	一般材	22上	2.20	1～4等	一般製材 木工等	
広葉樹	低質材	全	2.20以下	原料材	チップ等	一般製材、木工等に適さない場合に限る。

素材巻立区分調書

樹種	用途	長級 m	径級 cm	品等	巻立の大きさ
スギ	素材	4.00	～13	込	現地状況に応じて決定
〃	〃	4.00	14～	元玉・中玉・中玉A・中玉B	〃
〃	〃	3.65	20～	元玉・中玉・中玉A・中玉B	〃
〃	〃	3.00	20～	元玉・中玉・中玉A・中玉B	〃
〃	合板材	4.00	18～	込	〃
〃	〃	2.00	18～	〃	〃
〃	〃	4.00	14～16	〃	〃
〃	〃	2.00	14～16	〃	〃
〃	パルプ・チップ	2.00	6～	低質材	〃
アカマツ	素材	4.00	14～	1等・2等・3等・4等	〃
〃	〃	2.00	14～	1等・2等・3等・4等	〃
〃	合板材	4.00	18～	込	〃
〃	〃	2.00	18～	〃	〃
〃	〃	4.00	14～16	〃	〃
〃	〃	2.00	14～16	〃	〃
〃	パルプ・チップ	2.00	6～	低質材	〃
カラマツ	素材	4.00	～13	込	〃
〃	〃	4.00	14～	1等・2等・3等・4等	〃
〃	〃	2.00	14～	1等・2等・3等・4等	〃
〃	合板材	4.00	18～	込	〃
〃	〃	2.00	18～	〃	〃
〃	〃	4.00	14～16	〃	〃
〃	〃	2.00	14～16	〃	〃
〃	パルプ・チップ	2.00	6～	低質材	〃
ヒノキ	素材	4.00	～13	込	〃
〃	〃	4.00	14	1等・2等・3等・4等	〃
〃	〃	2.00	14～	1等・2等・3等・4等	〃
ヒノキNA	パルプ・チップ	2.00	6～	低質材	〃
広葉樹	一般材	2.20～ 4.00	～22	込	〃
〃	〃	2.20～ 4.00	24～	1等・2等・3等・4等	〃
広LA	パルプ・チップ	2.00	6～	低質材	〃

注：需要動向に応じ上記以外の巻立区分（長級・径級等）が有利販売と判断されるときは、監督員の指示に従うこと。

(様式4)

造 材 基 準 寸 法 調 書

樹種	径級	等級・材質	材長m	延寸cm	主たる用途	適用
スギ	8 - 13	込	4.00	10以下	素材	一般材
スギ	14 - 28	元玉・中玉	4.00	10以下	素材	一般材
スギ	30 -	元玉・中玉A・中玉B	4.00	10以下	素材	一般材
スギ	14 -	元玉・中玉・中玉A・中玉B	3.65	10以下	素材	一般材
スギ	14 -	元玉・中玉・中玉A・中玉B	3.00	10以下	素材	一般材
スギ	14 -	込	4.00	10以下	合板材	合板材
スギ	14 -	込	2.00	10以下	合板材	合板材
スギ	6 -	低質材	2.00以下	なし	パルプ・チップ	低質材
アカマツ	14 - 28	1等・2等・3等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
アカマツ	30 -	1等・2等・3等・4等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
アカマツ	14 -	込	2.00 ・ 4.00	10以下	合板材	合板材
アカマツNA	6 -	低質材	2.00以下	なし	パルプ・チップ	低質材
カラマツ	14 - 28	1等・2等・3等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
カラマツ	30 -	1等・2等・3等・4等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
カラマツ	14 -	込	2.00 ・ 4.00	10以下	合板材	合板材
カラマツNA	6 -	低質材	2.00以下	なし	パルプ・チップ	低質材
ヒノキ	14 - 28	1等・2等・3等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
ヒノキ	30 -	1等・2等・3等・4等	2.00 ・ 4.00	10以下	素材	一般材
ヒノキNA	6 -	低質材	2.00以下	なし	パルプ・チップ	低質材
広葉樹	6 -	低質材	2.20	なし	パルプ・チップ	低質材

注：需要動向に応じて上記以外の造材寸法が要求され有利販売につながるときは、
監督員の指示に従い採材すること。

素材等検知業務請負要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、東北森林管理局における国有林野事業の製品生産事業請負及び造林事業請負において、生産された素材等の検知業務を請負で実施する場合の基準となる事項を定めることを目的とする。

(検知業務の範囲)

第2条 この要領が対象とする検知業務の範囲は、製品生産事業請負及び造林事業請負によって生産された素材、薪、末木枝条、根株等（以下「素材等」という。）の形量、計測（日本農林規格に基づく素材の長さ及び径級の測定）、樹種別区分、品等・品質の区分、格付、表示（層積検知にあつては測定箇所のみ示を含む。）、野帳等（素材積積検知野帳等）への記入、材積計算、巻立標示板の貼り付けスプレーの塗布等の業務とする。

(検知業務請負の相手方)

第3条 検知業務請負の相手方は、素材の検知業務請負を実行することを目的として組織された団体、自社で生産した素材等を検知して販売している素材生産者（協同組合を含む）及び販売委託における間屋業者等であつて、素材の検知業務に関する2年以上の経験及び検知業務に関する技術を持つと認められる者（以下「検知業務技術者」という。）を有し、かつ、全省庁統一の「一般競争（指名競争）参加資格」において「役務の提供等」の「その他」の東北地域の競争参加資格を有しているものとする。

(契約書等)

第4条 契約書、契約約款及び仕様書等の様式は別紙によるものとする。

(検知業務等に関する講習の受講)

第5条 検知業務請負者は、森林管理局長又は森林管理（支）署長（以下「森林管理局長等」という。）が必要と認めた場合は、森林管理局長等が主催する検知業務等に関する講習を検知業務技術者に受講させなければならない。

(検知業務請負の場所)

第6条 検知業務請負の場所は、山元巻立積検知・概算売払検知及び層積検知（低質材（素材の販売予定価格評定要領細則第5条による）、低評価一般材を含む）にあつては山元土場、最終巻立積検知にあつては最終貯木土場とする。

2 前項により難しい場合は、森林管理局長等が指定する場所とする。

(検知用器具等)

第7条 検知業務に用いる器具等（検知尺等）は、森林管理局長等の検査に合格したものを使用するものとする。

2 森林管理局長等は必要に応じ計測器具等を検知業務請負の相手方に貸与することができるものとする。

3 監督職員（「素材等検知業務請負監督・検査要領」（平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達。以下「監督・検査要領」という。）に基づき任命された者とする。以下同じ。）は、適宜使用している計測器具等の点検を行うものと

する。

- 4 森林管理局長等は、検知業務に必要な帳票等（以下「帳票等」という。）を、検知業務請負者に契約後に支給するものとする。
- 5 自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合は、この限りでない。

（検知業務請負の完了届け）

第8条 検知業務請負者は、前条第4項の規定により支給を受けた帳票等に基づき、次に掲げる時点毎に、当該請負に係る業務の全部又は一部の完了届を森林管理局長等に提出しなければならない。

- (1) 山元巻立桧検知にあつては、原則として当該巻立土場の桧積作業が完了した時点
- (2) 最終巻立桧検知にあつては、各桧の桧積作業が終了した時点
- (3) 概算売払材検知にあつては、引き渡しが行われた日

（検知業務請負の監督及び検査）

第9条 監督及び検査は、「監督・検査要領」（平成19年5月16日付19東販第41号局長通達）に基づき実施する。

- 2 検知業務請負者は、監督職員の指示に従い検知業務を実施する。
- 3 森林管理局長等は、検知業務請負の検査を行うときは、相手方の立会を求めなければならない。
- 4 森林管理局長等は、検査結果により、検知業務請負者に対して必要な措置を命ずることができる。

第2章 検知請負業務の実行

（検知業務の実行者）

第10条 素材等の検知は、検知業務技術者又はその直接の指導を受ける者に行わせるものとする。

- 2 検知業務請負者は、契約後別紙「検知業務従事者届」を監督員に提出するものとする。

（素材等の検知）

第11条 検知業務請負者は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により検知を行うものとする。

- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根柢等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。
- 3 素材等の検知に当たっては、契約業務内容に基づき、樹種別区分、長級・径級の測定、品等格付け及び本数確認等を行い、指定野帳に記載するとともに、木口に

木材チョーク等で長級、径級、品等格付けの表示を行うものとする。

- 4 検知の結果、指示された造材基準寸法の基準を満たさない素材等が発見された場合は、監督職員に連絡し、その指示に従うものとする。

(指定野帳の記載)

第 12 条 山元巻立桤検知及び最終巻立桤検知については、各桤毎に指定野帳に記載するものとする。

- 2 概算売払材検知については、トラック一台毎に指定野帳に記載し、かつ素材の木口等への表示も行うものとする。

- 3 日々の検知が終了し、指定野帳に記載が終了したものは、その桤が完了しなくて、日々の検知野帳を翌日には署等へ持参するが F A X 等で提出するものとする。
なお、監督職員等の調査指示により対応するものとする。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第 13 条 検知業務請負者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

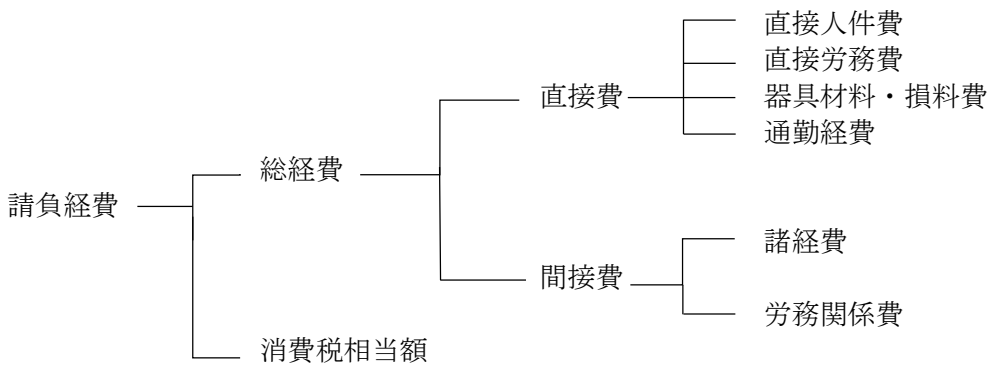
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(下請人の通知及び変更)

第 14 条 検知業務請負者は、発注者に対して下請負人につき、その名称、その他必要な事項を通知しなければならない。

(検知請負業務の予定価格の構成)

第 15 条 検知業務請負の予定価格構成は次のとおりとする。



第 3 章 その他

(その他)

第 16 条 この要領により難しい事項については、監督職員等の指示によるものとする。

素材の検知業務請負契約約款

(総 則)

第1条 発注者及び請負者は、契約書記載の事業の請負契約の履行に関しては、契約書に定めるもののほか、この約款及び仕様書に基づき、これを実施しなければならない。

2 請負者は、契約書・契約約款及び仕様書に明示されていない事項又は、この契約の履行に関し疑義を生じたときは、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示に従うものとする。

3 この契約に関し、請負者が発注者に提出する書類は、特別の事情のない限り監督職員を経由しなければならない。

4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって、発注者に提出された日とみなす。

(権利義務の譲渡等)

第2条 請負者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより次の職務を行うものとする。

(1) 事業の実施についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示及び承諾。

(2) 第5条に規定する施設及び支給材料の接受。

(現場代理人及び検知業務従事者)

第4条 請負者は、現場代理人及び検知業務従事者を定め、事業着手前に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。

第4項の規定により変更した場合又は都合により変更した場合も同様とする。

2 請負者又は請負者の現場代理人は、監督職員の指示に従い事業現場の取締り、事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 検知業務従事者は、発注者の指定した場所において仕様書に基づき、監督職員の指示に従い、検知業務に関する事項を処理しなければならない。

4 発注者は、現場代理人及び検知業務従事者がこの契約履行上著しく不適當であると認めるときは、その交替を請負者に請求することが出来る。

(支給材料及び貸与品)

第5条 発注者が事業の実施のため必要と認めて請負者に支給する作業材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する作業機器（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品

質、規格、引渡場所、引渡期間、使用期間、その他必要事項については仕様書による。

- 2 請負者は、支給材料及び貸与品を受領したときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料及び貸与品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 請負者は、事業の完了、変更又は契約解除に際し、不要となった支給材料及び貸与品を監督職員の指示に従い、その指定する時期及び場所において発注者に返還しなければならない。
- 5 請負者が、故意又は過失により、支給材料及び貸与品を滅失若しくは損傷したときは、発注者の認定する金額を損害賠償として、発注者の指定した期間内に納付しなければならない。

(事業の変更中止、数量の増減)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、事業内容を変更し又は事業を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。
この場合において、請負予定金額又は事業期間を変更する必要があるときは、発注者と請負者が協議して契約の変更を行うものとする。

- 2 請負予定数量に30パーセント以上の増減がある場合は、前項に準じて契約の変更を行うものとする。
- 3 発注者は、第1項の事業打切りのため生じた請負者の損害を賠償するものとし、その損害額は発注者と請負者が協議して定める。

(請負者の請求による期間の延長)

第7条 請負者は、事業期間内に事業を完了することができない場合は、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の場合においてその理由が正当と認められるときは、事業期間を延長し、その旨を書面により請負者に通知するものとする。

(請負者の損害賠償義務)

第8条 請負者は、請負者又は請負者の現場代理人若しくは検知業務従事者が、国有林野又は産物に損害を加えたときは、発注者の認定に従い、指定した期間内に賠償しなければならない。

(検査及び引渡し)

第9条 請負者は、事業を完了したときは、速やかに完了届を甲に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に現場代理人又は、検知業務従事者の立会いのうえ検査を行わなければならない。
この場合、請負者が立会わず又は立会うことができないときは、請負者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 発注者は、前項の検査に合格したときをもって、目的物の引渡しを受けたものとする。

- 4 請負者は、検査に合格しないときは、甲の指示に基づき、指定期間内にこれを手直して更に検査を受けなければならない。
- 5 数量の検査及び材積計算法は、日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法によるものとする。

(請負代金の支払)

第10条 請負者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求書を受領した日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。
この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 第1項による請負代金の確定方法は、別紙請負代金確定算定書によるものとする。

(部分払)

第11条 請負者は、事業完了前に完済部分(検査合格数量)に対する請負代金の確定方法相当額の9/10以内の金額について部分払を請求することができる。

ただし、原則として月1回を超えてすることはできない。

- 2 発注者は、第1項の規定により請負者から部分完了届があったときは、遅滞なく検査を行い、検査結果を請負者に通知するものとする。
- 3 完済部分について、検査に合格したときは、発注者はその引渡しを受けたものとする。
- 4 本条の規定により検査を行う場合は、第9条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(履行遅滞の違約金)

第12条 請負者の責に帰すべき事由により、事業期間内に事業を完了することができない場合であって、発注者が相当と認めるまでに完了の見込みがあるときは、発注者は、請負者から違約金を徴収してその期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により期間の延長を承認した場合には、請負者は、事業期間の翌日から発注者の認めた期間までの日数につき、請負予定金額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅滞違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 前条第3項の規定により、発注者が一部引渡しを受けた場合においては、請負予定金額から完済部分に対する請負代金相当額を控除した残額に対して前項に準じ計算した額を遅滞違約金とする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 請負者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、事業に着手すべき時期を過ぎても事業に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、請負者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 請負者が自己の都合により契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、事業の完済部分で検査に合格したものがあるときは、当該部分に対する請負代金相当額を請負者に支払うものとする。

3 請負者は、第1項の規定により契約が解除された場合は、請負予定金額の1/10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(債権、債務の相殺)

第14条 発注者は、請負者が本契約に基づき、発注者に納付すべき違約金、賠償金があるときは、発注者からの支払金額と相殺することができる。

(労働安全衛生)

第15条 請負者は、事業の施行に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

第16条 この契約については、紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停により速やかに解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、発注者と請負者が協議して選定するものとする。

(契約外の事項)

第17条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ発注者、請負者協議の上定めることとする。

作業仕様書

第1章 総則

- 1 事業の実行に当たっては総て誠意を旨としなければならない。
- 2 本事業の完了検査は森林管理局長等の指定する土場等で行うものとする。
- 3 事業地内の火災予防のために、万全の手配を行うものとする。
- 4 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査数量は、「素材等検知業務請負監督・検査要領」（平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達）に基づき算出した数量とする。

第2章 検知業務

- 1 検知業務は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により行うものとする。
- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根柢等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。
日々の検知が終了し、指定野帳に記載が完了したものは、その桝が完了しなくても、日々の検知野帳を翌月には署等へ持参するかFAX等で提出するものとする。
なお、検知開始後、署等へ原則一週間以上も野帳の提出がされない場合は、監督職員の調査・指示により対応するものとする。
- 3 検知業務請負契約の作業内容に基づき、以下の業務を行うものとする。
 - (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
 - (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
 - (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
 - (4) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業
 - (5) の業務 低質材（素材の販売予定価格評定要領細則第5条による）及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業
- 4 検知記号印を使用する場合は森林管理局長等の貸与したものとし、打刻は、監督職員の指示によるものとする。

- 5 検知用器具等は森林管理局长等の検査を受けたものとする。
- 6 仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

素材等検知業務請負監督・検査要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、東北森林管理局における国有林野事業の製品生産事業において、素材等の検知業務請負監督・検査についての基準となる事項を定めることを目的とする。

(監督職員等の指名)

第2条 監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という）とは、支出負担行為担当官等から、当該請負検知業務について監督又は検査を命じられた職員で会計法（昭和23年法律第35号）第29条の11第1号及び2号に規定された者をいう。

- 2 支出負担行為担当官等は、検知業務の請負契約を締結したときは、監督職員等を指名するものとする。
- 3 支出負担行為担当官等は、所属の職員を検知業務請負に関する監督職員等に指名する際には、当該監督又は検査すべき事項の範囲を明らかにした書面によらなければならない。
- 4 支出負担行為担当官等は、前項の規定により監督職員等を指名する際には素材生産請負事業及び検知請負事業に関する事務の知識を有する者を指名するものとする。
- 5 支出負担行為担当官等は、監督の職務と検査の職務を明確に分離できない場合は、監督職員と検査職員を同一の者に兼務して命ずることができる。

(監督職員等の一般的心得)

第3条 監督職員等は、あらかじめ当該請負契約書、契約約款、仕様書その他の関係書類により、当該契約内容について十分熟知しておかなければならない。

- 2 監督職員等は、厳正かつ公平に当該契約事項の監督及び検査を行わなければならない。
- 3 監督職員等は、不当に自己の地位を利用してはならない。

第2章 監督

(監督職員の職務)

第4条 監督職員は、請負契約書、契約約款、仕様書その他の関係書類に基づき、請負者を監督し、必要に応じて指示及び承諾を行うものとする。

- 2 監督職員は、請負者が検知請負に用いる計測器具等（検知尺、巻尺等）が東北森林管理局長又は森林管理署長等（以下「森林管理局長等」という。）が別に定める品質及び規格のものか点検しなければならない。
また、計測器具等を貸与する場合であっても、同様にその品質及び規格が適切であるか確認をしなければならない。
- 3 監督職員は、前項計測器具等で物品管理官等に返還すべきものがある場合は、必要に応じ、その引渡に立ち会うものとする。

(指示)

第5条 監督職員は、請負者の行う検知業務が明らかに、仕様書と異なっていると認められ

るときは、手直しを指示するものとする。

- 2 監督中に発見された誤りについては、速やかに修正させるものとする。
- 3 監督職員は、当該請負事業の進捗状況を常に把握し、遅延により素材生産及び販売計画に支障が発生すると認められる状況にあるときは、その促進を請負者に指示するとともに、支出負担行為担当官等にその理由及び状況を報告しなければならない。
- 4 監督職員等が前項の規定により、請負者に指示を行う場合は、原則として書面によるものとするとともに、指示書等の控等に請負者の署名又は捺印を徴しておくものとする。

(請負者の提出書類)

第6条 監督職員等は、請負者からの提出書類を受領したときは、これに受理月日を記入するとともに、必要に応じて意見及び説明等を記載し、速やかに支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第7条 監督職員は、必要があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとるよう求めるものとする。
また、これに伴っての費用負担について、請負者に負担させることが適当でないと思認められるときは、その理由を付して支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

(監督日誌)

第8条 監督職員は、監督日誌を備え、検知業務請負の進行状況、請負者に対しての指示、承諾事項等の内容、請負者から提出された書類等の経過等を記載して、契約の履行状況を明らかにしておくものとする。

(検査関係資料の提示等)

第9条 監督職員は、検査職員から検査に必要な関係書類及び資料の提示又は提出を求められたときはこれに応じなければならない。

(完了届)

第10条 監督職員は、支出負担行為担当官等より指示のあるとき及び監督を命ぜられた請負業務の全部又は一部が完了したときは、請負者から提出される完了届及び素材はい積検知野帳に監督日誌等の関係書類及び資料等を添付して支出負担行為担当官等に提出するものとする。

第3章 検査

(検査の実行)

第11条 検査は、請負業務の全部又は一部が完了した時点で行うものとする。
ただし、森林管理局長等が必要と認めた場合にあつては、契約履行の途中にあつても抜取等の方法によって検査を実行できるものとする。

- 2 自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合にあつては、検査職員が検知業務実行中に任意に抽出して、長級・径級及び品等格付けの検査を行うものとする。

(検査の立会い)

第12条 検査職員は、請負業務の内容について検査する場合は、請負者の立会の上行うものとする。

- 2 検査職員は、検査のため必要がある場合は、支出負担行為担当官等に監督職員の立会を求めるものとする。

(検査の内容)

第 13 条 検査職員は、検査に当たって請負者が提出する素材はい積検知野帳、その他の関係書類等に基づいて当該請負業務について精査し、当該契約の内容に適合しているかを検査しなければならない。

- 2 検査職員は、抜取等により請負業務内容の確認を行うものとする。この場合の検査は、野帳類その他関係書類等の閲覧審査のほか、別紙「検知業務の検査手順及び基準について」に基づき実地に検査するものとする。
- 3 検査職員は、概算売払材検知にあつては、一定の期日毎に前項に定める抜取検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前項の検査のため必要がある場合には、請負業務を中断させることができるものとする。
- 5 検査職員は、請負者に貸与された計測器具類等が適切に使用されているかの検査を行うものとする。
- 6 検査職員は、自動選別機の計測装置を使用して検知業務を行う場合にあつては、提出された関係書類を精査するものとする。

(検査調書)

第 14 条 検査職員は、前条の検査を完了した場合は、遅滞なく検査調書を作成し、検査の方法、検査した内容その他の契約の履行の確認に必要な事項を記載した書面を添付して支出負担行為担当官等に提出しなければならない。

- 2 検査職員は検査した結果が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、その措置についての意見を記載した書面を支出負担行為担当官等に提出するものとする。
- 3 支出負担行為担当官等は、検査調書に基づき、必要があると判断したときは、品等・品質格付区分等の手直し等必要な措置を命ずるものとする。

第 4 章 その他

(検知業務に関する講習の受講)

第 15 条 受託者は、森林管理局长、森林管理(支)署長(以下「森林管理局长等」という。)が必要と認めた場合には、森林管理局长等が主催する検知業務等に関する講習を検知業務技術者に受講させなければならない。

(その他)

第 16 条 この要領によりがたい事項については、監督職員等の指示によるものとする。